

京都市交通局管理規程第18号

京都市交通局公文書取扱規程の一部を改正する規程を公布する。

平成20年3月31日

京都市公営企業管理者

交通局長 島田 與三右衛門

京都市交通局公文書取扱規程の一部を改正する規程

京都市交通局公文書取扱規程の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「建設室」を削る。

第19条第1項第4号の表中

「

次長	部長又は室長
部長又は室長	課長又はこれに準じる者

」

を

「

次長	部長
部長	課長又はこれに準じる者

」

に改める。

別記第1項を次のように改める。

1 管理規程

(1) 制定の場合

京都市交通局管理規程第○号

○○○○規程を公布する。

年 月 日

管理者名

○○○○規程

(2) 改正の場合

ア 全部改正の場合

京都市交通局管理規程第○号

○○○○規程の全部を改正する規程を公布する。

年 月 日

管理者名

○○○○規程の全部を改正する規程

○○○○規程の全部を次のように改正する。

○○○○規程

イ 一部改正の場合

京都市交通局管理規程第○号

○○○○規程の一部を改正する規程を公布する。

年 月 日

管理者名

○○○○規程の一部を改正する規程

○○○○規程の一部を次のように改正する。

(3) 廃止の場合

京都市交通局管理規程第○号

○○○○規程を廃止する規程を公布する。

年 月 日

管理者名

○○○○規程を廃止する規程

○○○○規程は、廃止する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

(交通局企画総務部総務課)